

令和4年広審第26号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月3日06時00分

愛媛県大館場島北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 3.4トン

登 録 長 8.20メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 182キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、操舵室前部右舷側に舵輪、その後方に操縦席を、舵輪前方にレーダー、魚群探知機兼用GPSプロッター、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年4月3日05時00分広島県呉港に所在するマリーナを発し、大館場島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、海図W1131には、大館場島の北東端から北北東方約200メートルの海域及び小館場島の南西端から南西方約150メートルの海域に干出岩や暗岩が複数点在する危険界線で囲われた浅礁域並びに大館場島の北東端から北東方約280メートルのところに危険界線に囲われた干出高さ0.9メートルの干出岩（以下「大館場島干出岩」という。）が記載されており、大館場島干出岩と小館場島の間は、可航幅約150メートルの水路（以下「大館場島水路」という。）となっていた。

また、a受審人は、海図及びGPSプロッターで大館場島干出岩の存在を承知しており、大館場島水路を複数回航行した経験があった。

a受審人は、同乗者3人を操舵室後方の座席に腰掛けさせ、自らは操縦席に腰掛けて操船にあたり、大館場島水路を通過するつもりで広島県倉橋島の東岸沿いを23.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南下し、その後大館場島北東方沖合に船首を東方に向けている漁船を視認した。

a受審人は、大館場島水路を通過するために減速し、05時57分僅か過ぎ歌埼灯台から295度（真方位、以下同じ。）2.66海里の地点で、針路を175度に定め、4.5ノットの速力で手動操舵に

より進行した。

a 受審人は、針路を定めたとき、大館場島干出岩まで400メートルとなり、その後同干出岩に向首して接近する状況であったが、大館場島北東方沖合にいた漁船の動向を確認することに気をとられ、GPSプロッターで大館場島干出岩との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、大館場島干出岩に向首したまま続航し、06時00分歌埼灯台から291度2.55海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、舵柱が折損して船尾船底外板に破口を伴う亀裂を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大館場島北東方沖合において、釣り場に向けて大館場島水路を航行する際、船位の確認が不十分で、大館場島干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大館場島北東方沖合において、釣り場に向けて大館場島水路を航行する場合、大館場島干出岩に乗り揚げることをしないよう、GPSプロッターで同干出岩との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、大館場島北東方沖合にいた漁船の動向を確認することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、大館場島干出岩に向首している状況に気付かず進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 6 月 7 日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾